

# こどもの権利憲章

## 1. 人格を尊重される権利

- ・こどもたちは、いかなる場合でも一人の人間としてその尊厳と権利を守られています。
- ・こどもたちは、礼儀と敬意を払って医療行為を受けられます。

## 2. 適切な医療を受ける権利

- ・こどもたちは、笑顔で迎えられ、愛情に満ちた医療行為を受けられます。
- ・こどもたちは、当院の提供する最良の医療を受けることができます。
- ・こどもたちは、可能な限り隔離や抑制のない状態で快適に医療行為を受けられます。
- ・こどもたちは、可能な限り入院前と同じように過ごせます。
- ・こどもたちは、いかなる場合でも、皆同等の医療行為を受けることができます。
- ・こどもたちは、自分に痛みを与える行為については泣き、騒ぎ、抗議することができます。
- ・こどもたちまたは家族は、医療行為について十分な説明を受けた上で、選択・決断することができます。

## 3. 医療に関して知る権利

- ・こどもたちは、自分に分かる言葉で自分に何が起きているかを教えられ、質問に正直に答えてもらうことができます。
- ・こどもたちまたは家族は、医療行為に関するすべての情報を得ることができます。
- ・こどもたちは、治療開始前に承諾に必要な情報を得ることができます。
- ・こどもたちは、自分の診療記録に含まれる情報を閲覧することができます。

## 4. プライバシーを守られる権利

- ・こどもたちの病気のコトは、こどもたちの家族、こどもたちが許可した人、医療行為を施す人にしか知らされません。